

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	補装具業者の登録の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第8条	
処分基準	根拠条項	栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>登録の取消し</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(2) 補装具業者が不正の手段により、栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条の登録を受けたとき。</p> <p>(3) 登録事業者等が、前条の規定中による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	